

空家等解体費補助金

空家等を放置していませんか？

空家等を放置すると、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす可能性があります。

本市では老朽化した空家等の解体工事費用に対する補助を行っていますので、空家等を解体される場合は、本制度の活用を御検討ください。



補助条件等

対象空家等	・ 住居や倉庫等に使用していない市内の建物 ・ 建築後40年を経過していることが確認できる建物
対象工事	・ 市内の解体事業者が施工する解体工事 ・ 敷地内の建物、動産等を全て解体・除却し、原則として敷地を更地にする工事
対象者	・ 空家等の所有者 ※共有者、共同相続人、抵当権者等がある場合は、その全員の同意が必要 ・ 交付申請時において、市税を滞納していないこと
補助金額	・ 敷地を更地にする工事費用の5分の1（上限40万円） ※1,000円未満は切捨て ※申請期間中に市の予算額を超える申込みがあった場合は、抽選を実施
申請期間	・ 令和7年7月1日（火）から7月11日（金）まで（土日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで
その他	・ 申請期間中に市の予算額を超える申込みがあった場合は、公開抽選会を開催します。（令和7年7月下旬を予定） ・ 「抽選に外れる等により補助金が受けられなくても、申請者が責任を持って空家等を管理する」等の誓約が必要です。 ・ 補助金交付決定日以前に契約・着工した工事は補助の対象外です。

お問い合わせ・申込みは下記まで

東近江市 都市整備部 住宅課

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 本館2階

TEL：0748-24-5669（直通） IP：050-5801-5691

メール：jyutaku@city.higashiomi.lg.jp

申込みの流れ

申請書等の提出 提出書類の審査

申請書等は、
申込期間内に受付場所へ
ご持参ください。
※郵送での受付はできません。

- ・ **申込期間：令和7年7月1日（火）～令和7年7月11日（金）**
午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日曜日及び祝日を除く
- ・ **受付場所：東近江市役所 本館2階 住宅課**
☎：0748-24-5669 IP：050-5801-5691
- ・ **提出書類**
 - ①空家等解体費補助金交付申請書
 - ②付近見取図及び補助対象空家等の敷地内配置図
 - ③補助対象経費に係る見積書
 - ④補助対象空家等の現況写真
 - ⑤補助対象空家等の登記事項証明書
（未登記の場合は固定資産税評価証明書）
 - ⑥誓約書兼同意書
 - ⑦上記以外に市長が必要と認める書類

〈注意〉

既に契約・工事着工している場合は、補助の対象外です。
提出書類等により申請内容及び補助対象工事の審査を行います。

※申請書等は、東近江市住宅課に設置しています。

詳しくは、東近江市ホームページにも掲載しています。

(https://www.city.higashiomi.shiga.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/1003600/1003605.html)

東近江市ホームページ



抽選会の開催

- ・ 申請期間中に市の予算を超える申込みがあった場合は、交付決定者（当選者）を抽選で決定します。
- ・ 抽選会時期：7月下旬に開催予定（公開抽選会）
- ・ 抽選会会場：東近江市役所内会議室
- ・ 抽選結果は、申請者全員に対して後日郵送で通知します。

交付決定通知

抽選会が開催されなかった場合、又は抽選で当選された方には、「交付決定通知書」を送付します。

工事の契約 工事の着工

工事は、令和8年3月21日までに完了してください

実績報告書の提出

工事完了後は、完了日から30日以内又は令和8年3月24日のいずれか早い日までに「実績報告書」等を提出してください。

内容審査 確定通知

「実績報告書」等により審査を行います。
審査の結果により補助金の額を確定して、「確定通知書」を交付します。

請求書の提出 補助金の受取り

- ・ 「請求書」を提出してください。
- ・ 指定の振込口座に補助金を振込みます。